



埼労発基 0803 第 1 号
令和 2 年 8 月 3 日

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 佐野 勝正 殿

埼 玉 労 働 局 長
木塚 欽也

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、
下記の 5 件の特定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成 2 0 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）